

サービス管理責任者等更新研修申請 Q&A

- 旧研修修了者（平成31年3月31日以前に実施されたサービス管理責任者等研修）は申請できますか？
 - 不可です。
令和6年度以降は、**サービス管理責任者等実践研修を受講**し、修了した時点からサービス管理責任者等として従事可能となります。

- 香川県外の事業所からの申請はできますか？
 - 香川県外の事業所からの申請は可能ですが、**申込が募集定員を超過した場合は、香川県内事業所からの申請を優先します。**

- 同事業所から複数申請する場合、同じメールアドレスで登録はできますか？
 - 不可です。
同一事業所から複数名申請する場合は、メールアドレスが重ならないよう、**必ず申請者ごとに別々のメールアドレスで申請**してください。

- 受講日を選択できますか？
 - 原則、事務局が指定した日に受講していただきます。全日程受講可能な方のみ申請してください。

- 受講決定はいつ頃行われますか？
 - 申請締切後に受講者の調整を行い、**1月20日（月）までに電子メールで通知**します。
上記の日までに受講の可否通知が届かない場合は、必ず御連絡ください。

- 申請後に申込完了通知が届きません。
 - 申請時に使用したメールアドレスに迷惑メール設定等がなされ届かない可能性があります。
申請が受理されているか確認しますので、事務局まで御連絡ください。

- 申込期限までに申請ができませんでした。締切後に申請できますか？
 - 不可です。
受講申請締切を過ぎて提出された場合は、**理由の如何を問わず受理しません。**

- 更新研修修了後は、どうなりますか？
 - 更新研修修了後も、修了年の翌年を1年目として5年ごとのサイクルで更新研修を受講し続ける必要があります。
例）令和6年度修了した方→令和7年度から令和11年度までに、次回の更新研修を受講

- サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の両方の修了証書を交付してもらえますか？
 - これまでの更新研修、実践研修において、**サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の両方の修了証書を交付されたことがある方は交付可能**です。（県外で修了された方で、両方の資格を希望する場合は、更新研修または実践研修の両資格の修了証書の写しを実務経験調査書と共に川部みどり園まで郵送してください。）
また、どちらか一方の修了証書の場合でも、**これまでにサービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として配置されている場合、その資格の修了証書の交付は可能**です。

○ 修了証書が交付されないことはありますか？

→ 30分以上の遅刻・早退・途中離席等がある場合や、事前課題の提出ができない場合には、修了証書は交付しません。また、私語、居眠り、携帯電話の使用等受講態度が不適切な場合も修了証書を交付できないことがあります。

○ 修了証書が取り消されることはありますか？

→ 申請内容等に虚偽の内容が含まれている、別人によりなりすまし受講等が悪質なルール違反があった場合等には、修了を取り消すことがあります。